

(公財)日本ソフトテニス連盟表彰

「支部功労者」「優良団体」の推薦基準

「支部功労者」(様式1)

- (1) 支部のソフトテニスの発展に著しく貢献した者
- (2) 7年(通算)以上支部役員として、功労のあった者
ただし、事情により上記の年限は短縮することが出来る。
- (3) 各支部からの推薦は、2名以内とする。

「優良団体」(様式2)

- (1) 多年にわたりソフトテニスの振興発展に寄与した団体
又は、成績優秀にして他の模範となる団体
- (2) 各支部の運営ならびに成果が他の模範となる団体
- (3) 各支部からの推薦は、1団体とする。

*上記に該当する場合、県連盟加入のクラブ長、高体連部長及び中体連部長等は推薦書を県連盟会長あてに提出する。

*様式は別途送付する。

表 彰 規 定

栃木県ソフトテニス連盟

第1条 栃木県ソフトテニス連盟(以下「県連盟」という)は、県連盟規約第6条の定めにより、本県ソフトテニスの振興に貢献しその功績の顕著なもの、及び中央大会等で優秀な成績を収め会員の模範となるものに対して、その栄誉をたたえるため表彰に関する事項を定める。

第2条 本規定で定める表彰の基準は次の通りとする。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 功労賞 | 指導者等として、永年にわたりソフトテニスの普及・発展に貢献したもの(3名以内とする) |
| (2) 優良団体賞 | 地域社会、職場職域等において、ソフトテニスの普及に貢献した団体(1団体とする) |
| (3) 優秀団体賞 | 関東大会以上の大会ににおいて3位以上の成績を収めたチーム |
| (4) 優秀選手賞 | 関東オープン及び関東大会以上の大会において3位以上の成績を収めたもの |

第3条 前条各号に該当する場合は、県連盟加盟の連盟長、クラブ長、高体連部長及び中体連部長等は推薦書(様式は別途送付)を県連盟会長に提出する。

第4条 前条により推薦のあった場合は、理事会で選考決定する。

第5条 表彰は、表彰状等と記念品を授与する。

第6条 この規定に定めるものの他、必要な事項は理事会で定める。

附則	平成13年 2月18日	施行
	平成17年12月10日	改訂
	平成20年 1月12日	改訂
	平成31年 4月27日	改定